

議案第 22 号

杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

服務監察の対象となる職員を明確化する等の必要がある。

杉並区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

教 育 機 関

杉並区教育委員会職員服務監察規程（平成13年杉並区教育委員会訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月 日

杉並区教育委員会

第1条中「教育委員会」を「杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条中「前条第1号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第2条に規定する職員
- （2） 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）第2条に規定する職員
- （3） 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（次号に掲げる非常勤職員を除く。）
- （4） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、杉並区立学校に勤務する非常勤職員
- （5） 東京都教育委員会と教育委員会との間における職員派遣に関する協定による派遣職員
- （6） 教育委員会が任命する非常勤職員

第5条第2項中「教育委員会事務局教育人事企画課長」を「教育委員会事務局教育人事・指導課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和

7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この規程は、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の服務監察機関が職員の服務監察に関する調査及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もって職員の非行及び事故の発生を予防し、あわせて良好な職域環境を保全することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (服務監察の対象) 第3条 服務監察は、次に掲げる職員について行う。 (1) 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第2条に規定する職員 (2) 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）第2条に規定する職員 (3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員（次号に掲げる非常勤職員を除く。） (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、杉並区立学校に勤務する非常勤職員 (5) 東京都教育委員会と教育委員会との間における職員派遣に関する協定	(目的) 第1条 この規程は、教育委員会の服務監察機関が職員の服務監察に関する調査及びその処理に当たっての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もって職員の非行及び事故の発生を予防し、あわせて良好な職域環境を保全することを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第2条に規定する職員、杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）第2条に規定する職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教職員、東京都教育委員会と杉並区教育委員会との間における職員派遣に関する協定による派遣職員及び教育委員会が任命する非常勤職員をいう。 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (服務監察の対象) 第3条 服務監察は、前条第1号に規定する職員について行う。

新	旧
による派遣職員 (6) 教育委員会が任命する非常勤職員 (服務監察の実施機関) 第5条 略 2 主任監察員には教育委員会事務局次長の職にある者を、監察員には教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局教育人事・指導課長、教育委員会事務局学務課長、杉並区立済美教育センター所長及び杉並区立就学前教育支援センター所長の職にある者を充てる。 3 略	(服務監察の実施機関) 第5条 略 2 主任監察員には教育委員会事務局次長の職にある者を、監察員には教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局教育人事企画課長、教育委員会事務局学務課長、杉並区立済美教育センター所長及び杉並区立就学前教育支援センター所長の職にある者を充てる。 3 略